

生駒市地域防災計画(改正案)

令和5年3月改正

生駒市地域防災計画

【本編】

生駒市防災会議

部・班	構成課	所掌事務
	環境保全課 清掃リレーセンター 学校給食センター(兼任)	激甚災害の指定に関する計画 (p89) 資金計画 (p89) 農林業災害復旧資金の相談、斡旋 (p90) 中小企業の再建資金の相談、斡旋 (p90) 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成 (p91) 被災者の生活支援 (p91) 復旧・復興事業の実施 (p92)
医療福祉部 [医療防疫班] [福祉班]	福祉政策課 地域包括ケア推進課 地域共生サミット推進室 障がい福祉課 生活支援課 介護保険課 健康課 地域医療課 国保医療課 市立病院 社会福祉協議会	職員の配備・動員 (p52、p54、p56、p57) 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 (p53、p54) 災害対策本部の設置・運営・閉鎖 (p53、p54) 緊急初動体制 (p54) 救護所の開設・運営・閉鎖 (p55) 原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 (p56) 事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖 (p57) 情報の収集、整理 (p59) 情報の伝達、報告 (p60) 災害支援対策本部の設置 (p63) 支援の実施 (p63) 応急医療体制の確保 (p68) 後方医療活動 (p68) 医療・救急資機材の確保 (p68) 事故対応の連絡調整 (p70) 事故対応の被害拡大防止措置 (p70) 福祉避難所の開設・運営・閉鎖 (p72) 食料、生活必需品の供給 (p73) 災害時要援護者への情報伝達・避難誘導・安否確認 (p74) 災害時要援護者のニーズの把握 (p74) 災害時要援護者の避難生活支援 (p74) 遺体の処理及び火葬 (p75) 防疫活動 (p76) 被災者の健康維持活動 (p76) 災害ボランティアセンターの設置 (p84) ボランティアの受入れ (p84) ボランティアの派遣要請等 (p84) 義援金・救援物資の募集 (p85) 義援金・救援物資の受付及び保管 (p85) 義援金・救援物資の配分及び配布 (p85) 所管施設に係る災害復旧事業に関する計画 (p89) 激甚災害の指定に関する計画 (p89) 資金計画 (p89) 被災者の生活支援 (p91) 復旧・復興事業の実施 (p92)
水道部 [下水道班] [水道班]	下水道課 竜田川浄化センター 上下水道部総務課 工務課 浄水場	職員の配備・動員 (p52、p54、p56、p57) 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 (p53、p54) 災害対策本部の設置・運営・閉鎖 (p53、p54) 緊急初動体制 (p54) 原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 (p56) 事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖 (p57) 情報の収集、整理 (p59) 情報の伝達、報告 (p60) 災害支援対策本部の設置 (p63) 支援の実施 (p63) 事故対応の連絡調整 (p70) 事故対応の被害拡大防止措置 (p70) 飲料水の供給 (p73) 上・下水道施設の応急復旧 (p78) 所管施設に係る災害復旧事業に関する計画 (p89) 激甚災害の指定に関する計画 (p89) 資金計画 (p89) 被災者の生活支援 (p91) 復旧・復興事業の実施 (p92)
土木部 [土木班] [建築班]	管理課 事業計画課 土木課 営繕課 都市計画課 住宅政策室	気象・水位等の情報収集 (p52) 職員の配備・動員 (p52、p54、p56、p57) 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 (p53、p54) 災害対策本部の設置・運営・閉鎖 (p53、p54) 緊急初動体制 (p54) 原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 (p56) 事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖 (p57) 情報の収集、整理 (p59) 情報の伝達、報告 (p60) 物資輸送拠点の設置と緊急輸送道路の確保 (p61) 災害支援対策本部の設置 (p63)

第1章 市民の防災力の向上

第1節 防災知識の普及

現状	市民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙、ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育等、様々な方法で、防災に関する情報を提供し、市民の防災意識の高揚を図っている。
課題	市民一人一人が危機感を持ち、災害に備え、防災・減災に取り組むことが重要である。このため地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。
基本方針	平時からの市民に対する防災知識の普及・啓発はもとより、学校や職場においても防災教育を推進し、多様な方法で防災意識の啓発と知識の向上を図ることにより、地域防災力を高める。

1 市民に対する普及啓発	総務部、消防本部
<p>市は、市民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙・ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育など様々な方法で、防災に関する情報を提供し、市民の防災意識の醸成を図るための啓発活動を実施する。</p> <p>この際、居住地ごとの災害リスクや取るべき行動を周知するとともに、避難に関する情報の意味（個々の情報でとるべき行動や、安全な場所にいる人まで避難施設に行く必要がないこと等）や、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服して避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることの重要性について、実践的な防災教育や避難訓練を通じて理解の促進を図る。また、防災用品の紹介等を行い、各家庭での家具の転倒防止策や家庭内備蓄を推進する。</p>	
2 防災関係機関の職員に対する防災教育	防災関係機関
<p>防災関係機関は、それぞれの業務を通じ、また、講習会、研修会、防災訓練見学、現地調査、印刷物の配布等により、職員の防災教育を実施する。</p>	
3 防災管理者を必要とする施設に対する防災教育	消防本部
<p>市は、法令の規定による防災に関する責務を有する施設に対し、防災管理者の資格取得を指導し、施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。</p> <p>防災管理者は、自衛の消防組織の確立、施設の維持管理、防災管理上必要となる教育及び訓練を実施するための防災計画を作成し、周知徹底を図る。</p>	
4 児童、生徒等に対する防災教育	教育こども部、消防本部（消防団）
<p>市は、教職員、児童・生徒及び園児に対し、防災教育を実施する。</p>	
5 防災知識等の習得	市民
<p>市民は、市等が開催する研修会や訓練等に積極的に参加するとともに、家庭・地域等で防災知識等の習得に努める。</p>	
6 各事業者に対する普及啓発	総務部、地域活力創生部
<p>市は市内各事業者に対し、豪雨等が予想される際には、テレワークの利用、時差出勤、計画的休業等を行い、通勤に伴う被害や混乱の発生を防止するよう促す。</p>	

第7節 食料・飲料水・生活必需品の備蓄、確保

現状	防災倉庫を整備し、災害用物資の備蓄を行っているほか、民間事業者と物資の調達、供給等に関する協定を締結している。また、緊急耐震貯水槽等を整備するとともに、県や近隣自治体等と水道事業に関する相互応援協定を締結して、災害時の水の供給体制を確保している。
課題	地震被害想定では、最悪のシナリオで1万人を超える避難所生活者が発生することが予想されており、避難生活が長期にわたるときは、市の備蓄物資のみでは、食料・飲料水・生活必需品等の供給が不足する。
基本方針	食料・飲料水・生活必需品の備蓄は、市民自らが行うことを基本とする。ただし、災害による家屋の滅失、損壊等により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制について整備する。 また、市民・企業等に対して、災害発生直後の最低限の水、物資（食料、生活必需品）の確保を自ら図るように周知・啓発に努める。

- 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧
- 資料集 5-1-2 災害時の給水拠点
- 資料集 5-2-1 防災倉庫の保管数量表
- 資料集 5-2-2 備蓄方針
- 資料集 5-2-3 給水関係物資の備蓄・整備状況

1 物資の備蓄	総務部、市民部、市民
<p>市は、地震被害想定での避難所生活者数を参考として、備蓄目標を設定し、食料、水及び生活必需品の確保に努める。</p> <p>備蓄方法は、分散して配備する防災倉庫での公的備蓄、関係団体等との応援協定締結による流通備蓄により行う。</p> <p>また、市民に対して、パンフレットの配布や防災訓練等を通じ、自主備蓄すべき物資等の種類や量について啓発する。</p> <p>市民は、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想される7日分程度の食料及び水を各家庭で備蓄することに努める。</p>	
2 給水体制の整備	上下水道部
<p>市は、災害時の応急給水に備え、計画的に緊急耐震貯水槽や緊急遮断弁、緊急用給水設備等を整備するとともに、維持管理に努める。</p> <p>また、給水タンク車、給水用資機材等を備蓄し、保有状況、支援可能人員等の給水に必要な情報を常に保有するとともに、維持管理に努める。</p>	
3 調達体制の整備	総務部
<p>市は、飲料水、食料、生活必需品等の緊急物資について、協定締結済みの関係団体等と連携し、災害時の調達体制をあらかじめ整備する。</p> <p>なお、応援協定締結状況から、調達可能な物資の品目・数量・集積場所及び担当部署等を確認しておく。</p> <p>特に、食物アレルギーやハラールに配慮した食料の確保に努める。</p>	

■災害対策本部編成表



第1節 情報収集・整理・伝達

災害発生後、県及び防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

なお、収集した情報については、トリアージ（優先順位付け）できるように重要度や緊急度、場所・時間の明確性、発信者の属性等を付して管理する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安						
	発災前	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 通信手段の確保							
2 情報の収集、整理							
3 情報の伝達、報告							
4 市民への情報発信・広報							
(参照) マニュアル編 第2章第1節 情報収集・整理・伝達 資料集 4-1-1 防災行政無線一覧 資料集 4-1-2 非常通信経路 資料集 4-2-4 県事業担当課への報告系統 資料集 4-2-5 火災・災害等即報要領 様式集 3-1 資料集 4-3-1 報道関係機関一覧 資料集 4-3-2 災害広報文例							

1 通信手段の確保	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	<p>災害による被害状況等を的確に収集・伝達するために、通信手段を確保する。</p> <p>通信手段は、一般加入電話、災害時優先電話、携帯電話、衛星電話、インターネット、防災行政MCA無線、奈良県防災行政通信ネットワークシステム等を基本とするが、それらの利用が著しく困難なときは、警察、消防、交通、電気等の非常通信協議会構成機関が有する自衛通信回線等を活用するほか、市内アマチュア無線愛好家有志団体による支援を受ける。</p> <p>なお、災害時は電話が輻輳し、かかりにくくなるので、市民に対しては、報道機関等を通じて、災害用伝言サービス（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板）を利用することを周知する。</p> <p>また、必要に応じて、通信手段が途絶した地域等に特設公衆電話の設置を依頼する。</p>
主な連携先	(株)スイタ情報サービス（市施設の通信の確保）、西日本電信電話(株)（通信施設の確保）、近畿日本鉄道(株)（非常通信協力）、関西電力(株)（非常通信協力）、生駒警察署（非常通信協力）、生駒市アマチュア無線非常通信協力会（非常通信協力）、奈良県（防災行政通信ネットワークシステム運用）

2 情報の収集、整理	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	<p>災害対策方針を決定するために必要な各種情報を収集し、情報をとりまとめる。</p> <p>組織内部で把握する情報は、各部が適宜所管に係る被害概況調査を行い、人及び住宅、公共施設、ライフラインなどの被災情報を収集する。</p> <p>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>なお、被害情報があるときは「火災・災害等即報要領」の様式に整理する。</p>
主な連携先	防災関係機関（被害状況の把握）、奈良県（被害状況の把握）、生駒市アマチュア無線非常通信協力会（非常通信協力）

第3節 医療・救護活動

多数の負傷者等が発生したとき、被災地において、トリアージ及び応急治療を実施するとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送するなど、人命救助に全力を尽くす。

また、医薬品集積センターを開設し、救護所等で必要となる医薬品等について、適切に管理する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 応急医療体制の確保						
2 後方医療活動						
3 医療・救急資機材の確保						
(参照) マニュアル編 第3章第3節 医療・救護活動 資料集 6-2-1 医療機関一覧						

1 応急医療体制の確保	
担当部	医療福祉部、消防部
実施内容	<p>負傷者の人数、医療機関の被災状況及び診療状況を把握し、必要に応じて、セラビーいこまに医療救護拠点、各中学校等に救護所を設置するとともに、生駒市医師会や県に医療救護班の派遣を要請し、応急医療体制を確保し、医療・救護、助産活動を実施する。</p> <p>派遣される医療救護班は、負傷者の重症度判定（トリアージ）、応急処置、後方医療機関への搬送の要否及び順位の決定、転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療、助産活動、死亡確認等を実施する。</p>
主な連携先	生駒市医師会（医療救護班の編成）、県（応援調整）、DMA T（医療救護）

2 後方医療活動	
担当部	医療福祉部、消防部
実施内容	<p>市立病院は、救護所では対応できない患者に対し、医療活動を実施する。</p> <p>特に医療的ケアを必要とする者が被災し、担当する医療機関において対応できないときは優先的に受け入れを行う。</p> <p>患者の搬送は、奈良県広域災害・救急医療情報システム等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分けを調整する。</p> <p>また、救急車等の輸送車両が不足するときやヘリコプター等の出動が必要なときは、県に応援を要請する。</p>
主な連携先	生駒市医師会（医療救護）、県（応援調整）

3 医療・救急資機材の確保	
担当部	医療福祉部
実施内容	<p>災害時に必要となる医薬品、医療・救急資機材は、セラビーいこまに医薬品集積センターを開設して、集積する。</p> <p>なお、備蓄する医薬品、医療・救急資機材で不足するときは、県に応援を要請する。</p>
主な連携先	生駒地区薬剤師会（医薬品の管理等）、県（応援調整）

第4節 行方不明者の捜索及び遺体の火葬等

災害により行方不明者が発生したときは、迅速な捜索活動を実施する。

また、遺体が確認されたときは、適切に収容、処理等を行い、引渡し先のない遺体については、火葬等を実施する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 行方不明者の捜索						
2 遺体の収容						
3 遺体の処理及び火葬等						
(参照) マニュアル編 第4章第4節 遺体の火葬等						

1 行方不明者の捜索	
担当部	本部事務局、消防本部
実施内容	安否確認を行い、行方不明者がいる場合は、生駒警察署等関係機関の協力を得て、早急の捜索を行う。 また、奈良県が行う安否不明者氏名等の公表や安否情報の収集・精査に備え、奈良県と連携のうえ、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。 なお、行方不明者が多数あるときは、受付所を設置し、受付、手配、処理等の円滑化を図る。
主な連携先	生駒警察署（行方不明者の捜索）、自衛隊（捜索への協力）、自治会・自主防災会（情報の提供等）、奈良県

2 遺体の収容	
担当部	救援衛生部
実施内容	遺体を発見したときは、遺体安置所を確保するとともに、遺体安置に必要な物品を調達し、警察官による検視（死体調査）及び医師による検案を終えた遺体を収容する。
主な連携先	生駒警察署（検視（死体調査））、医師会（検案）、歯科医師会（身元不明者の確認支援）、葬祭業者（棺及び葬祭用品の供給、作業等の役務の提供、遺体安置施設等の確保・提供）

3 遺体の処理及び火葬等	
担当部	救援衛生部、医療福祉部
実施内容	身元が判明した遺体を遺族に引き渡す。 なお、遺族が混乱期のため火葬等を行うことが困難もしくは不可能であるとき又は死亡した者の遺族がいないとき並びに身元の判明しない遺体は、火葬等を実施する。
主な連携先	生駒警察署（身元不明者の身元調査）、葬祭業者（搬送その他遺体の処置に必要とする業務への協力）、奈良県（広域応援調整）

※市のみで対応できないときは、県に応援を要請する。

第4章 災害復旧・復興

災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 復旧・復興対策体制の整備						
2 復旧・復興計画の策定						
3 復旧・復興事業の実施						
4 災害における教訓の継承・発信						
(参照) マニュアル編 第6章第4節 災害復興						

1 復旧・復興対策体制の整備	
担当部	本部事務局
実施内容	大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認めるときは、復旧・復興検討委員会を設置し、復旧・復興方針を策定するとともに、必要に応じて、復旧・復興本部を設置する。
主な連携先	県（市町村間の調整、支援要請等）

2 復旧・復興計画の策定	
担当部	本部事務局
実施内容	復旧・復興方針を踏まえ、復旧・復興計画を速やかに策定する。 なお、計画の策定課程においては、市民の理解を求め、女性や災害時要援護者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。
主な連携先	国（計画策定に係る支援等）、奈良県（計画策定または支援等）

※復旧・復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針及び県の復興基本方針に即して、県と共同して定めることができる。

3 復旧・復興事業の実施	
担当部	各部
実施内容	復旧・復興計画に基づき、復旧・復興事業を速やかに実施する。 本市において完結して復旧・復興事業を実施することが困難であることが見込まれる場合は、奈良県と調整し、県内の応援職員の派遣及び、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」による支援を要請する。
主な連携先	国（復旧・復興事業の実施や支援等）、奈良県（市町村間の調整、支援要請等）

4 災害における教訓の継承・発信	
担当部	本部事務局
実施内容	災害から得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開する。
主な連携先	奈良県